6件

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1.	今回の	あった	よん等	の概要
	/ <u>(=</u>) V/	י כינטי	- <i>1</i> U TT	

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3 件

国民年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの

国民年金関係 3件

厚生年金関係 3件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名: 女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年10月から同年12月まで

私は国民年金保険料を真面目に継続して納付しており、申立期間の納付を 忘れることは考えられない。納付の途中で3か月だけ未納期間があることは 納得できない。記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年4月に国民年金に任意加入して以降、申立期間を除いて保険料の未納期間は無く、納付方法についても口座振替を利用するなど、国民年金への関心及び国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられる。また、申立期間は3か月と短期間である。

さらに、銀行の出入金記録により申立期間の保険料は、残高不足により口座振替が行われなかったことが確認できるが、申立期間より3か月前の昭和55年4月から同年6月までの保険料も申立期間と同様に口座振替が行われていないものの、市町村役場発行の納付書により55年7月19日に納付されており、未納を生じないように配慮していた状況がうかがえる。

加えて、社会保険事務所が保管する昭和55年度分未納者リストの申立人の 欄には納付書を発送した旨の表示が有り、納付書が申立人に送付されたことが 推認される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金 保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年7月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名: 女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年7月から54年3月まで

申立期間及び昭和54年度は未納状態であったが、55年当時、市町村役場職員の方からその未納期間をまとめて納付するように勧められ、納付しました。記録の訂正を希望します。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間において、申立期間を除き、保険料はすべて納付している。

また、申立期間は9か月と短期間である。

さらに、申立人は、厚生年金保険と国民年金の加入切替手続を適切に行って おり、国民年金に対する申立人の意識は高いものと推認される。

加えて、申立人は、納付が遅れ過年度保険料となった国民年金保険料についても市町村役場職員の勧めでさかのぼり一括納付をしたと申し立てており、申立期間直後の昭和54年4月から55年3月までの国民年金保険料を55年9月19日に納付していることが確認できることから、当該納付時点で過年度納付が可能であった申立期間の保険料を納付しないのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名: 女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から47年3月まで

昭和 47 年に初めて国民年金保険料を納付する際、市町村役場の方から今までの未納分をまとめて納付するように勧められ、昭和 46 年度分、45 年度分と続けて納付をしたので、記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年に国民年金に加入し申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付したと主張しているが、市町村保管の国民年金被保険者名簿の検認記録によれば、47年6月19日に、47年4月から同年9月までの現年度保険料を納付していることから、同時期においてすでに国民年金に加入していたことが推認され、その時点では、申立期間の国民年金保険料は過年度納付が可能であった。

また、市町村役場職員の勧奨を受けて、昭和 46 年度次いで 45 年度の保険料を続けて納付した経緯や納付場所、納付書の形状等に関する申立人の記憶は具体的で申立内容に不合理な点は見られず、申立人に納付を勧奨したとされる市町村役場職員についても氏名を記憶している上、当該職員は在職していたことが確認できる。

さらに、申立人が記憶している納付金額は、申立期間の国民年金保険料額とおおむね一致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 2 月から 52 年 3 月までの期間、58 年 10 月から 60 年 5 月までの期間及び平成 5 年 11 月から 7 年 2 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名: 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 22 年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年2月から52年3月まで

② 昭和58年10月から60年5月まで

③ 平成5年11月から7年2月まで

昭和 42 年 11 月にA市町村役場B支所で婚姻届を提出した際、国民年金加入手続も行った。加入手続は私一人で行った。

国民年金保険料は、婦人会や取引先の銀行員が集金に来てくれた際に、申立期間当時の夫の分と一緒に預け、後日預かり証をもらっていた。婦人会は年に数回、銀行員は毎月集金に来ていた。記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に集金人に納付していたと主張しているが、申立人が申立期間に保険料を現年度納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

また、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和52年5月16日に払い出されており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない上、A市町村では、申立人が、申立期間に集金に来ていたとする婦人会の集金人について、その氏名などを確認することはできないとしており、申立人が一緒に納付したとする申立人の元夫からも、申立人が保険料を納付したことをうかがわせる有力な証言は得られなかった。

さらに、申立期間②については、申立人が一緒に納付したとする申立人の元 夫も1か月を除き未納となっている上、申立人には集金に来ていたとする金融 機関担当者の氏名などの記憶が無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事 情も見当たらない。 加えて、申立期間③については、申立人は、申立期間のうち平成6年12月から7年2月までの保険料を9年4月に納付し、後日、過誤納付として他の未納期間に充当又は還付されていることが社会保険庁保管のオンライン記録で確認できる上、申立人と一緒に納付したとする申立人の元夫も未納であり、申立人自身、納付に関する記憶があいまいである。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年5月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名: 男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和48年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年5月から6年3月まで

申立期間当時、学生であったが、A市町村役場から国民年金の加入案内が届き、市町村役場に出向いた。市町村役場の窓口で、後から納付すれば延滞金が加算されると言われたので、その場で一括して納付すべき保険料をすべて納付したと思う。以後の保険料について、免除の制度を紹介してもらい、その場で、免除を申請したと思う。母からも、当時、国民年金の重要性を認識しており、私の国民年金についても、未納が無いよう納付してくれたと聞いている。就職が内定した際には、それまでの保険料について、免除されていた期間も含めてすべて納付しているはずであるので、国民年金の納付記録に未納があることは納得できず、記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳管理簿から、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成8年に払い出されていることが確認できるが、その時点では、申立期間は時効により納付できない期間であり、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間について、保険料の納付時期、納付金額及び納付場所等に係る申立人及び申立人の母の記憶はあいまいであり、確かな供述は得られない。これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年 11 月から 3 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名: 男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和4年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年11月から3年2月まで

申立期間当時、社会保険事務所から60歳到達から年金を受給するか否かの問い合わせがあり、それに返答したことを記憶しているが、市町村役場から、引き続き納付書が送られてきたので、そのとおり納付を続けていた。60歳到達に伴い、高齢任意加入の手続をした覚えはないが、60歳に到達した平成元年11月から、自営の事業所が社会保険に加入することになった3年2月までの期間について、国民年金の保険料を引き続き納付していた。ついては、申立期間当時に税理士事務所が作成した保険料の控除申告書に納付した国民年金保険料額の記載もあることから、当該期間における納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人には、60 歳以上となる申立期間において国民年金保険料を引き続き納付するために必要な高齢任意加入の手続を行った記憶が無く、社会保険事務所及び市町村の記録においても申立人の高齢任意加入を確認できない上、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が保管する国民年金保険料の領収書から、申立人が平成2年9月に納付した保険料は、申立人の平成元年4月から60歳に到達する同年10月までの過年度保険料であることが確認できる。

さらに、社会保険庁のオンライン記録から、申立人が平成3年に納付したとする国民年金保険料は、申立人の妻の2年4月から60歳に到達する同年8月までの過年度保険料であったと推認される。

加えて、申立人から提出された平成2年分及び平成3年分に係る給与所得者の保険料控除申告書において申告されている国民年金の保険料額は、申立人が 高齢任意加入した場合に納付すべき本来の保険料額とは相違し、平成2年分の 申告額には、申立人の60歳到達年の元年4月から10月までの過年度納付保険料額及び申立人の妻の12か月分の保険料額の合計額が、平成3年分の申告額には、申立人の妻の60歳到達年の2年4月から8月までの過年度納付保険料額が、それぞれ計上されているものと推認される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

和歌山厚生年金 事案 177

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名: 男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年10月31日から60年12月30日まで

② 平成5年10月26日から10年11月25日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、昭和48年から60年まで勤務していたA事業所と、平成5年から10年まで勤務していたB事業所における記録が確認できないとの回答をもらった。

二つの事業所ともに、給料明細で社会保険料が確かに控除されていたと記憶しており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間①及び②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立期間①のA事業所については、社会保険事務所が保管する事業所名簿等に厚生年金保険の適用事業所としての記録が無く、B事業所についても、平成2年9月1日に厚生年金保険が新規適用されているものの、同年12月1日には適用事業所ではなくなっており、申立期間②においては厚生年金保険の適用事業所ではない。

さらに、申立人が記憶しているA事業所の同僚も、B事業所の事業主も既に 死亡しており、当時の状況について、有力な供述は得られない。

加えて、申立期間における申立人の雇用保険の加入記録は確認できない。 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

和歌山厚生年金 事案 178

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名: 女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年3月28日から40年12月30日まで 社会保険事務所から、申立期間については脱退手当金を受給しているとの 回答があった。105月もの長い期間を一時金で請求する理由が無い。私は、 脱退手当金の請求をした覚えも、支払いを受けた覚えも無いので、記録を訂 正し、被保険者期間として認定していただきたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約3か月後の昭和41年3月29日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人が勤務していた事業所において申立人の厚生年金保険資格喪失日である昭和40年12月前1年6か月及び後6か月以内に資格喪失した女性被保険者(脱退手当金受給資格を有する者に限る。)50人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、40人に脱退手当金の支給がなされている。

さらに、申立人から聴取しても、受給をした覚えが無いというほかに脱退手 当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

和歌山厚生年金 事案 179

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名: 女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年6月1日から34年9月1日まで

年金記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金を受給しているとの回答であった。しかし、私は、脱退手当金の請求手続をとっていないし、勤務先の会社に請求の委任状を渡したこともない。したがって、脱退手当金を受領した記憶も無い。

脱退手当金を受領したとされるころは、流産して自宅療養中であり、受取 に行ける状態ではなかった。

申立期間については脱退手当金を受け取っていないので、記録を訂正して ほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和34年12月25日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、当初の申立内容以上に当時の状況は聴取できず、受給した記憶が無い というほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる特段の事情も 見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。